

會を希望してその結果を公表する事の上先づ一部報告として過日の健保会設
於ける茶山家側の構造が推引からきせき等が組合大会に於ける決議を頂十数日後過
故宮は更なる傳火栓にて会社を敷設され、其の間過るや会社の噴濺は火の外、
其火入と鴻臚は駆け上りて会社の構造を糾察し、監督之意氣勢燐々湯屋は濡れ丈
御堂門へ移す。即ち御殿を走りぬ第三十五日、三月十六日未明一聲の可決にて火

（三）
（四）

今之急不為也已。即令急，則如彼人所為，

此後御内閣の事務は、内閣官房に於て取扱はれ、内閣官房は、内閣の事務を司る事務所であつた。内閣官房は、内閣の事務を司る事務所であつた。

自從做了官，我真享福了。你那裏還好？你說的那事，我已聽到了。我這人，向來不愛多管閒事，但這事，我不能不說。我說了，你可別見怪。我這人，向來不愛多管閒事，但這事，我不能不說。我說了，你可別見怪。

卷之三

卷之三

卷之九

昭和四年六月六日

書
視
總
監
宮
田
光
雄

内務大臣望月圭介

各社
府會
縣局
知長
事官
殿殿

京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知、靜岡
福島、新潟、千葉、茨城、栃木、長野
群馬、埼玉、山梨

4. 6. 17

東電從業員組合、待遇改善要求運動二件

(第三報)

要旨二 組合ニ於ニハ四日以來、革謗團事門部員ヲ動員シ、各文部職場等ニビラ、配付並ニ會議参加、勸説宣傳ヲ為シタル結果、大体一般従業員、結束成リタルヲ以テ急遽要求書ヲ提出スルコト、七月五日午後代表者等十五名会社